

# 大規模災害時における避難所としての使用に関する協定書

三菱 UFJ 信託銀行株式会社(以下「甲 1」という。)、いちご地所株式会社(以下「甲 2」といい、甲 1 と総称して「甲」という。)、コアグローバルマネジメント株式会社(以下「乙」という。)及び志摩市(以下「丙」という。)は、大規模災害時における避難所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第 1 条 この協定は、志摩市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、甲 1 が所有し、甲 2 が一括して借り上げたうえで乙に対して転貸し、乙が管理する施設を避難所として使用し、市民等の安全を確保することを目的とする。

(災害の定義)

第 2 条 災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)に規定する武力攻撃災害

(避難者の定義)

第 3 条 避難者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 災害によって被害を受けるおそれのある者
- (2) 災害によって現に被害を受けた者

(避難所の定義)

第 4 条 避難所とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 前条第 1 号に掲げる避難者が、災害時に一時的な避難を行う施設
  - (2) 前条第 2 号に掲げる避難者が、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、一定期間避難生活を送るための施設
- 2 避難所は、市民のみを収容するものではなく、帰宅困難者(観光客等)も収容するものでなければならない。

(使用施設)

第 5 条 避難所として使用する施設は、次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)とする。

施設名称	クインテッサホテル伊勢志摩
所在地	志摩市阿児町鶺方字西之川内 1210 番地 1 他 3 筆
所有者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
管理者	コアグローバルマネジメント株式会社
構造等	鉄筋造陸屋根・アルミニウム板葺地下 1 階付 9 階建
建築年月	1995 年 10 月
総床面積	11,901.89 m <sup>2</sup>
収容可能面積	8,330 m <sup>2</sup> (総床面積×0.7)
収容人員	2,380 人 (3.5 m <sup>2</sup> /人)

- 2 丙は、対象施設を避難所として指定し、及びその旨を地域防災計画やホームページ、看板の設置等により公表することができる。なお、看板の設置については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

#### (使用要請)

- 第6条 丙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、乙に対し、対象施設を避難所として使用することを要請することができる。
- 2 前項に規定する要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。
  - 3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、速やかに、甲1の事前の承諾（口頭による承諾を含む。）を得たうえで、対象施設の使用の可否を丙に対して通知するものとする。ただし、緊急を要するときは、乙は、事後速やかに甲1に報告し、甲1の承諾を得るものとする。なお、乙は、事業運営に支障のない範囲において、当該要請に応じるよう努めるものとする。

#### (使用期間)

- 第7条 使用期間は、応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間を基本とし、甲乙丙協議の上、3箇月を限度として決定する。ただし、特別な事情が生じた場合は、甲乙丙協議の上、使用期間を延長することができる。

#### (使用方法)

- 第8条 丙は、乙が第6条第1項の規定による使用を承諾した場合は、直ちに避難所を開設するとともに、市の職員又は市が指定する者(以下「市職員等」という。)を派遣するものとする。
- 2 避難所の運営は、市職員等が行うものとする。
  - 3 乙は、避難者に対して居室及びトイレを提供するとともに、可能な範囲においてテレビ、ラジオ等により災害情報等の提供を行うものとする。

#### (災害備蓄品の設置及び管理)

- 第9条 丙は、円滑に避難所を運営するため、甲及び乙と協議し、合意の上、乙の事業運営に支障のない範囲において、対象施設内に食料、飲料水及び避難所運営用品等の災害備蓄品を置くことができる。
- 2 甲及び乙は、前項の想定による災害備蓄品の設置に当たり、その保管場所を提供するとともに、甲2及び乙は、設置後における災害備蓄品の保管・管理を行うものとする。

#### (協力体制)

- 第10条 甲、乙及び丙は、互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。
- 2 乙は、この協定の効果的な運用を図るため、事業運営に支障のない範囲において訓練等の実施に協力するものとする。

#### (使用料及び損害賠償)

- 第11条 第6条第3項の規定に基づき、避難所として対象施設を使用した場合の対象施設の使用料は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。また、丙による避難所としての対象施設の使用に伴い発生する費用は、丙の負担とする。
- 2 対象施設の使用に関し、甲又は乙に損害が生じた場合において、その損害が丙（市職員、避難者及び帰宅困難者等を含む。）の責めに帰する事由による場合は丙が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第 12 条 甲及び乙は、対象施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任について、自らに善良なる管理者としての注意義務の違反がない限り一切負わないものとする。

(避難所の閉鎖)

第 13 条 丙は、避難所を閉鎖する場合は、乙に書面で通知するとともに、対象施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(変更及び廃止)

第 14 条 甲及び乙は、対象施設の名称若しくは位置を変更し、又は閉店その他の事由で当協定の履行ができなくなった場合は、速やかにその旨を丙に通知しなければならない。

2 丙は、前項の規定に基づき、対象施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、対象施設の使用が想定される市民等へその旨を周知するとともに、第 5 条第 2 項の規定による公表を行っている場合においては、当該公表内容を変更しなければならない。

(有効期間)

第 15 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに甲、乙及び丙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(責任財産限定特約)

第 16 条 甲 2、乙及び丙は、甲 1 によるこの協定に基づく債務の支払は、株式会社エフ・イー・ティーシステムと甲 1 の間で締結された平成 29 年 1 月 20 日付不動産管理処分信託契約書（セレクトランド伊勢志摩）（その後の変更を含み、以下「本件信託契約」という。）の信託財産（以下「責任財産」という。）のみを引当とし、甲 1 の固有財産及び甲 1 が他の信託の受託者として所有する信託財産には及ばないことに合意する。

2 甲 2、乙及び丙は、この協定に基づき甲 1 に対して取得する債権の満足を図るため、責任財産以外の甲 1 のいかなる財産についても強制執行及び保全処分を行わないものとし、かかる強制執行及び保全処分を申立てる権利を放棄する。

3 本件信託契約に基づき責任財産が全て換価又は処分され、かかる代り金をこの協定に基づく債務の支払に充当したにもかかわらず、甲 2、乙及び丙において支払を受けない債権が存する場合には、甲 2、乙及び丙は、当該債権を放棄する。

(雑則)

第 17 条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、本書 4 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 13 日

甲 1 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

取締役社長 長島 巖

甲 2 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー17階

いちご地所株式会社

代表執行役社長 長谷川 拓磨

乙 東京都中央区八重洲 2-10-10 新八重洲ビル 3F

コアグローバルマネジメント株式会社

代表取締役 中野 正純

丙 三重県志摩市阿児町鶴方 3098 番地 22

志摩市

志摩市長 橋爪 政吉